

災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定

平成25年3月25日改正

青森県（以下、「甲」という。）と青森県石油商業組合及び青森県石油商業協同組合（以下、「乙」という。）は、災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、青森県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な石油燃料の調達及び県内で石油燃料の流通が滞った際の安定供給について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、石油燃料の調達又は安定供給の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達又は安定供給についての協力を要請することができる。
2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、その後、文書を乙に対して提出するものとする。

- (1) 調達又は安定供給を必要とする場所
- (2) 石油燃料の品名及び数量
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第4条 乙又は乙の組合員（以下、「乙等」という。）が石油燃料の調達に要した費用は、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者（以下、「供給先」という。）が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議の上決定するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定により石油燃料の調達又は安定供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達又は安定供給を実施した石油燃料の品名及び数量
- (2) 調達又は安定供給を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

2 前項に規定する報告は、乙の組合員の給油所において、緊急車両が石油燃料の供給を受けたときは要しないものとする。

(事故報告)

第6条 乙は、石油燃料の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(状況報告)

第7条 甲は、この協定に基づく調達及び安定供給の要請が円滑に行われるために必要があると認めたときは、乙に対して、乙等の供給体制について報告を求めることができる。

(市町村との協定)

第8条 甲及び乙は協力して、市町村と乙の支部との災害時における石油燃料の供給に関する協定の締結を推進するものとする。

2 甲は、災害時に乙等が石油燃料の供給能力を十分発揮できるよう、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」第4条第2項の規定に基づき定められる「中小企業者に関する国等の契約の方針」に沿って、市町村に対し、官公需適格組合を含む地域の中小企業者の適切な評価とその積極的な活用について、文書により配慮を要請するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、商工労働部商工政策課、乙においては、青森県石油商業協同組合事務局とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 8月24日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 青森市柳川一丁目4番1号
青森県石油商業組合
理事長 大坂 功

青森市柳川一丁目4番1号
青森県石油商業協同組合
理事長 大坂 功